

■緊急車両のサイレンについて

緊急車両のサイレンについては、法令により、走行中はサイレンを鳴らすことが定められています。その音量は、車両の前方20mにおいて90デシベルから120デシベルの間という基準になっています。



市民の皆さんへの影響を少なくするための対応

- ・現在、大船消防署に配置している救急車では、「コンフォートサイレン」という音色が違うサイレンが装備されています。これは、周波数等が調整されており、音量を最低限確保したうえで、耳障りな音が少なくソフトな音質のサイレンとなっています。
- ・夜間や早朝などの時間帯に出動する場合などには、通常のサイレン音と音色を和らげる機能を使用することで、周辺へ配慮し、消防活動を行っています。

【参考】サイレンの機能について（他自治体での対応策、他市HPより抜粋）

■フェードイン・フェードアウト機能

突然の大音量でのサイレンの吹鳴、一般住宅や病院到着時のサイレンの瞬時停止による周囲の人々の心理的負担を軽減するための機能として、サイレン音を徐々に大きくするフェードインと、徐々に小さくして停止するフェードアウト機能を救急自動車に備えています。

■住宅モード機能

住宅モードは、閑静な住宅地の走行や、深夜の出動など、周囲住民に対してサイレン音による心理的負担を軽減する機能で、音量を確保しながら聴感上ソフトな音質で吹鳴します。救急自動車に導入しています。